

北海道高度技術産業集積推進協議会
設置要領

(目 的)

第1条 北海道における高度技術産業集積活性化計画(以下「活性化計画」という。)の円滑な推進を図ることにより、地域産業の高度化を実現し、北海道産業の振興と経済の活性化及び新事業の創出促進を目指すため、北海道高度技術産業集積推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 函館地域及び道央地域、旭川地域(以下「各地域」という。)活性化計画の策定に関する事
- (2) 各地域活性化計画に定める事業の円滑な実施に関する事
- (3) 北海道新事業創出基本構想に基づく新事業創出支援体制との連携に関する事
- (4) その他活性化計画の推進に関して必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱した者をもって構成する。

- (1) 産業経済関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 行政関係者

2 協議会は、15人以内の委員で構成する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱された年度から1年度とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、北海道が指名する者をもって充てる。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、北海道が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議には、必要に応じ関係者をオブザーバーとして出席させることができる。

(幹 事 会)

第7条 協議会には、各地域幹事会を設置することができる。

2 各地域幹事会の幹事は、1地域10人以内とし、会長が指名する者をもって充てる。

3 各地域幹事会は、会長の求めにより、必要な事項について協議し、助言する。

4 各地域幹事会の議長は、幹事会において互選する。

(庶 務)

第8条 協議会の庶務は、北海道経済部商工局産業振興課において行う。

(委 任)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成13年1月19日から施行する。

この要領は、平成17年2月16日から施行する。